日本の火災予防行政

はじめに

このたび、「日本の火災予防行政 (Fire Prevention Administration in Japan)」(2023 年 改訂版)和文及び英文版を発行しました。

本書は、2013 年 3 月に刊行した「日本の火災予防行政(和英併記)」の構成内容を踏襲しつつその改訂版として、日本の火災予防行政の概要等をわかりやすく解説したものです。

我が国の消防は、1948 年に消防組織法が施行され、市町村消防を原則とする自治体消防制度が誕生して以来、関係者の努力の積み重ねにより着実に発展し、国民の安心・安全確保に大きな役割を果たしてきました。消防の今日までの歩みにおいて、火災発生時の消防活動はもちろん大変重要ですが、火災が起こらないようにし、あるいは火災が起こっても被害が最小となるように、事前に常日頃から、消防行政、企業及び住民がそれぞれの役割をしっかりと認識し、火災予防活動に務めることは極めて重要であります。そのための法律上の大きな権限が消防組織には与えられています。

今後、人口減少・高齢社会が一層進行・深刻化することが見込まれる我が国にあって、 社会経済環境や国民生活が時代とともに大きく変化する中にあっても、火災予防行政の分 野は、引き続き大きな役割が期待されております。

本書においては、まず第1章で、大規模対象物の火災を契機に法改正が繰り返された火 災予防行政のこれまでの歩みについて記載しています。

第2章では、消防行政を担う組織の概要について、第3章では、火災予防行政に関する 法令等の概要について記載しています。

第4章及び第5章は、火災予防の制度の仕組みとその取組状況について、統計データ等も含め具体的に記載しています。また、第6章及び第7章は、それぞれ火災調査と消防技術者について制度の概要を記載しています。

これらの内容により、日本の火災予防行政に係る制度と運用の状況について、その概略を皆様にご理解いただけるものと思います。

本書が、日本の消防関係者のみならず海外の皆様にも広くご活用いただけることを願っております。

2024年3月 海外消防情報センター長 武居丈二

目 次

第1章	火災予防行政の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章	組織	6
1 [国の組織	6
2	都道府県の組織 ·····	7
ī E	市町村の組織	7
第3章	法令等	8
1 >	去令	8
(1)	消防組織法	8
(2)	消防法	
2 \$	条例 ·····	9
	火災予防行政に係る法制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 [防火対象物 ·····	
	消防同意	
(2)	消防用設備等	12
(3)	着工届出	13
(4)	使用開始時等の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(5)	立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)	点検報告 ·····	
(7)	違反処理 ·····	
2 1	危険物施設 ····································	
(1)	設置許可申請 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2)	完成検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3)	立入検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(4)	品名数量倍数の変更の届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	保守管理 ·····	
	廃止届出 ·····	
第5章	火災予防行政の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	防火対象物 ······	
(1)	一般住宅における防火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
) 広報	
	消防同意件数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	立入検査の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	防火管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)	火気管理 ·····	31
2 1	危険物施設の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31

第6章	型 火災調査			 	 	 	 • • •	 	 	33
第7章	章 消防技術者			 	 	 	 	 	 	36
1	防火管理者			 	 	 	 	 	 	36
2	防災管理者			 	 	 	 	 	 	37
3	消防設備士			 	 	 	 	 	 	37
4	消防設備点検	資格者 ·		 	 	 	 	 	 	38
5	防火対象物点	検資格者		 	 	 	 	 	 	38
6	防災管理点検	資格者 ·		 	 	 	 	 	 	39
7	統括管理者(自衛消防組	1織)	 	 	 	 	 	 	39
8	危険物取扱者			 	 	 	 	 	 	40
9	予防技術資格	者		 	 	 	 	 	 	40
参老管	野料(統計関係)		 	 	 	 	 	 	42

第1章 火災予防行政の歩み

第二次世界大戦後の日本における消防は、連合軍総司令部(GHQ)の指示で再編が進められた。バレンタイン報告、オランダー報告という二つの調査団報告それぞれに、消防を警察から分離することを強く勧告するという報告がなされた。また、1945 年末に着任したジョージ・エンジェル氏という消防行政官がその中心となり、戦後消防の形が作られていった。まず消防団令が 1947 年 4 月 30 日に制定され、従来の「警防団」は「消防団」に改められた。同年 12 月制定の消防組織法において、消防の警察からの独立、市町村管理への変更がなされた。翌 1948 年制定の消防法において消防行政における火災予防の重要性が明確化されるとともに、消防機関への大きな権限の付与等が盛り込まれている。具体的には、「火災予防のための措置」、「建築同意」、「危険物の規制に関する事項」、「消防の設備等」、「火災の調査」等である。

その後、社会状況の変化や様々な災害の発生等を踏まえ、防火管理制度の整備、消防用設備等の検定制度の整備、消防設備士制度の創設、防炎規制の導入等々が行われるとともに、必要な法令改正が行われている。

1970年代前半には大規模な防火対象物で、100名を超える死者が生じる火災の発生等が続発したことから、1974年6月には、既存の防火対象物であっても特定防火対象物にあっては現行法を適用するという大改正が行われた。



(1972/5/13) 大阪市千日デパートビル火災(消防防災博物館から)

2000 年代からは雑居ビル内の飲食店等やグループホームなどの社会福祉施設といった小規模事業所等で多くの死傷者を伴う火災の発生が目立っていることから、それらの再発防止を図るべく、法令の改正が図られている。また、新技術の円滑な導入の観点から、消防用設備等の技術基準についての性能規定化を進めるため、2003 年の消防法改正により、従来の消防用設備等に代えて新たな特殊消防用設備等を用いる場合の規定が整備された。

また、高齢化の進展等に伴い、一般住宅での火災による死者が高齢者を中心に増加している傾向にあることを踏まえ、2004年には住宅用火災警報器の設置が義務付けられた。近年では、事業所等における火災予防対策と並んで住宅防火対策の強化が火災予防行政の大きな課題となっている。

さらに、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震等への対応として、2007年の消防 法改正により、大規模・高層建築物等において、地震災害等に対応した防災管理に係る消 防計画の作成、地震発生時の応急対応や避難の訓練の実施等を担う防災管理者の選任及び 災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織の設置を義務付け、防 災体制の整備を図るための防災管理制度が導入された。



新宿歌舞伎町雑居ビル火災(2001/9/1) (消防防災博物館から)



長崎県大村市グループホーム火災(2006/1/8) (消防防災博物館から)



住宅火災の状況(東京消防庁提供)

第2章 組織

日本においては、消防の直接的な責任は市町村にあるとされているが、全国的に均一な 消防行政サービスを実施するという観点からも、国、都道府県にも消防に関する組織が設 置されている。



組織のイメージ図

1 国の組織

国の消防組織としては、総務省の外局として消防庁が設置され、そのトップとして消防庁長官が置かれている。消防庁は、市町村消防の強化のため、消火の活動・救助活動・救急業務・火災予防・危険物などの消防に関する制度、消防施設の強化拡充、消防職団員の教育訓練、緊急消防援助隊の出勤要請など消防の広域的な応援の実施、地震・風水害など各種災害対策、消防防災分野における情報化の推進、消防防災に関する消防統計及び消防情報に関する事項、消防大学校による消防幹部の育成、国際消防救助隊の派遣、国際協力等を業務としており、火災予防行政については、防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項、火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項等に取り組んでいる。

2 都道府県の組織

都道府県については、市町村を包括する広域の地方公共団体として、市町村の消防が十分に行われるように、市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調等を行うこととされている。また、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して、指導・助言等を行うこととされている。特に消防職員・消防団員に対する教育・訓練については、消防学校を設置して実施している。都道府県の消防に関する組織は一般的に都道府県の部局に設けられる消防主管課である。

3 市町村の組織

消防の責任は市町村が有するとされ、それぞれの首長が消防を管理することとされている。消防の機関としては、消防本部、消防署、消防団の3つが定められ、それぞれの市町村の必要に応じ、これらの全部又は一部を設置している。消防本部の長は消防長、消防署の長は消防署長、消防団の長は消防団長とされている。

なお、東京都の特別区(23 区)の区域にあっては、特別区が連合して消防責任を負い、その管理者は都知事とされている。



第3章 法令等

1 法令

(1) 消防組織法

消防組織法は、1947 年 12 月 23 日に制定された、日本の消防の任務、国・都道府県・ 市町村の消防に関する行政機関、消防の広域化、各機関間の関係等に関して定められた 法律である。いわば、日本の消防組織に関する基本法である。

第1章には消防の任務について定められている。消防は火災に対して国民の生命、身体、財産を保護するとともに、その他の災害の防除と被害の軽減等も任務としている。

なお、他法令に基づき国民の生命・身体・財産を守ることを目的として活動している 組織もあることから、相互に連携・調整し、国民の保護という目的を達成していかなけ ればならない。

第2章と第3章は前述のように国、都道府県、市町村の消防組織に関して規定を置いている。第4章は市町村の消防の広域化について、また、第5章は各機関相互間の関係等について定めている。

(2) 消防法

消防法は 1948 年 7 月 24 日に制定された、火災の予防・警戒・鎮圧、災害による被害の軽減を図ることにより、安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする法律である。内容は火災の予防、危険物、消防用設備等、火災の警戒、消火の活動、火災の調査、救急業務、雑則、罰則等から成っている。このうち、火災予防に関する部分について詳説する。

火災の予防については、屋外における火遊び、たき火等が火災予防上危険と判断される場合の消防長、消防署長その他の消防吏員による命令権、消防職員によるあらゆる事業所等への立入検査権・資料提出命令権・報告徴収権、火災予防上危険と判断される防火対象物等の使用停止命令権や、建築許可等に対する消防長又は消防署長の同意、防火管理制度、防火対象物点検・報告、自衛消防組織、火気使用設備等に関する規定がある。

危険物については、危険物施設(製造所、貯蔵所及び取扱所)以外の場所での一定数量以上の危険物の貯蔵及び取り扱いの原則禁止、危険物施設の設置申請、許可、検査、維持管理、許可の取消し等の手続き、危険物施設に必要な資格者についての試験等の方法、事故時の体制や応急措置等に関する規定がある。

消防用設備等については、防火対象物の用途、規模、構造、収容人員等に応じて設置 しなければならない消防用設備等の基準や、点検、工事・整備等を実施する資格者であ る消防設備士の試験等の方法、検定の方法等に関する規定がある。

消防法の目的の達成のため、規定の違反者に対する厳しい姿勢を明確にした罰則も定められている。

2 条例

消防関係の法令は全国に適用され、消防業務が実施されているが、同じ日本国内においても、地域の気候又は風土の特殊性により、全国統一の基準のみでは、防火の目的を充分に達成することが難しい場合もあるため、市町村条例を定めることができるとされている。

また、一部の項目(火気使用設備、住宅用火災警報器、指定数量未満の危険物規制等)については、市町村の条例で規制することとされており、市町村は、法令で定める 基準に従い、又は消防庁が示した火災予防条例の見本ともいうべき火災予防条例(例) を参考として、条例を定めている。

このように、それぞれの地域においては、消防法の基準に適合させることはもとより、その地域に適用される火災予防条例にも適合させることが必要となっている。

第4章 火災予防行政に係る法制度

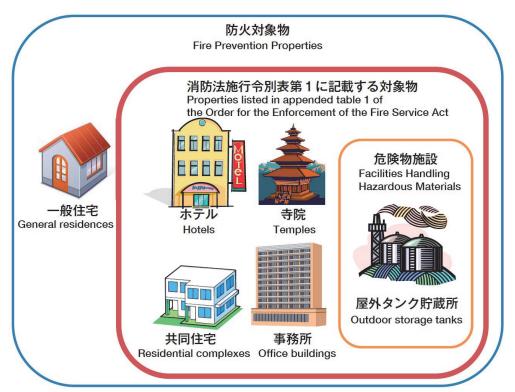
1 防火対象物

日本においては、防火対象物 (**) のうち、一定のものについては、その計画される時点から使用が廃止されるまで、火災予防について様々な形で消防機関が関与する仕組みとなっている。

具体的には、防火対象物の計画から使用開始までの間に、必要な消防用設備、防火管理(防火管理者の選任、消防計画の作成)等の基準を満たすことが求められ、その後も消防用設備の点検や、消防機関による立入検査、違反処理等を通じて、法令基準への適合性を確保していく制度である。

防火対象物には、一般住宅や危険物施設も含まれ、消防法において規制されている。中でも、住宅専用に建てられた一戸建ての住宅や壁面のみを共有する長屋住宅は、従来、消防法において消防用設備等の規制の範囲外とされてきたが、2006 年から住宅用火災警報器の新築住宅への設置が義務づけられた。その後、2011 年からは、既存住宅に対しても適用されている。

火災予防関係の法令(消防用設備や防火管理など)が適用されることとなる消防法施 行令別表第1に記載する対象物の数は以下の通りである。



防火対象物のイメージ図

[※] 防火対象物とは、山林又は舟車、船きょ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに 属するものをいう。

防火対象物の数(令和4年消防白書から)

(令和4年3月31日現在)

	防火対象物の区分		全国	21 大都市	割合(%)			防火対象物の区分	全国	21 大都市	割合(%)
(-)	1	/ 劇場等	4, 532	650	14. 3			(3)保育所等	38, 526	8, 701	22. 6
(—)	[2 公会堂等	64, 311	6, 253	9.7		,,	(4) 児童発達支援センター等	4, 397	707	16. 1
	1	イ キャバレー等	1, 379	126	9. 1	(六)	´`	(5) 身体障害者福祉センター等	24, 069	4,080	17.0
(二)	-	D 遊技場等	8, 496	1, 608	18.9			小 計	90, 230	17, 559	19. 5
(—)	/	TEMPTER TO WITH MANUEL BIRTON	174	97	55. 7		=	幼稚園等	15, 433	3, 857	25.0
	_=		2, 271	574	25. 3	,		学校	124, 538	28, 213	22. 7
(三)	_1		2, 426	431	17.8	(八)		図書館等	7, 640	862	11.3
	-	- ACACIA	86, 598	17, 906	20.7	(九)	1	特殊浴場	1,732	626	36. 1
(四)		百貨店等	157, 056	28, 485	18. 1			一般浴場	3, 969	868	21.9
(五)	_1	131 TP-18 - 2	59, 945	8, 188	13. 7	(+)		停車場	3, 989	1, 423	35. 7
(11)	-	共同住宅等	1, 387, 512	538, 917	38. 8	(+-)		神社・寺院等	58, 918	12, 388	21.0
		(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	5, 722	1, 053	18. 4	(+-)	1	工場等	484, 014	71, 340	14.7
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2, 875	576				スタジオ	407	148	36. 4
	1	(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	9, 278	2, 323		(+=)	1	駐車場等	52, 239	13, 950	26. 7
		(4)無床診療所、無床助産所	45, 723	8, 575	18.8			航空機格納庫	702	86	12. 3
		小 計	63, 598	12, 527	19. 7	1 1 1 1 1		倉庫	336, 405	53, 613	15. 9
		(1) 老人短期入所施設等	45, 708	8, 854	19. 4	(十五)		事務所等	496, 580	110, 560	22. 3
(六)		(2) 救護施設	221	36		(十六)	1	特定複合用途防火対象物	385, 715	146, 649	38.0
		(3) 乳児院	133	31	23. 3			非特定複合用途防火対象物	281, 620	128, 925	45.8
	-	(4)障害児入所施設	530	76	14.3	(十六の二)		地下街	60	52	86. 7
		(5) 障害者支援施設等	7, 832	1, 336	17. 1	(十六の三)		準地下街	7	6	85. 7
		小 計	54, 424	10, 333	19.0	(十七)		文化財	9, 648	1,533	15. 9
		(1) 老人デイサービスセンター等	23, 012	4, 029	17. 5	(十八)		アーケード	1, 260	470	37. 3
	()	(2) 更生施設	226	42	18.6	(十九)		山林	0	0	-
								合 計	4, 247, 828	1, 219, 223	28. 7

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一) 項から(十六の三) 項までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 ㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる 防火対象物が対象。)により作成
 - 2 21 大都市とは、東京都 23 区及び 20 の指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

(1) 消防同意

建築物を建築しようとする場合は、工事着工前に建築物が関係法令に適合していることを確認するために、建築主は建築関係の行政庁(建築主事、指定確認検査機関等)に必要な図面、図書等を添えて確認申請と呼ばれる手続きを行うこととされている。この申請書類は、所轄の消防長又は消防署長に回付され、消防機関により防火上の安全性及び消防活動上の観点から必要な審査を行い、防火に関するものに違反しない場合には同意、違反する場合には不同意との意見を付して行政庁に返却される。このことにより、防火上の安全性及び消防活動上問題のある建築物が建築されることを計画の段階で防止することが可能となっている。

関係条文 消防法第7条



消防同意の審査状況(東京消防庁提供)

(2) 消防用設備等

消防用設備等は、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の3種に大別できる。これらは、防火対象物の規模・用途に応じて必要とされる設備が定められている。

このうち消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備、避難設備に区分できる。まず、消火設備には、消火器及び簡易消火用具(水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩)、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備がある。次に警報設備には、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報器具、非常警報設備がある。避難設備には、避難器具、誘導灯及び誘導標識がある。

この他、消火活動上必要な施設は、主に消防隊の消防活動支援のための施設で、排煙 設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備がある。

関係条文 消防法第 17条





消防用設備等の事例:消火器、誘導灯

(3) 着工届出

防火対象物に消防用設備等を設置しようとする場合は、一部の軽微な器具を除いて、 事前に甲種消防設備士が必要な図面、図書等を添えて消防長又は消防署長に届け出るこ ととされている。消防機関は、この届出書を審査し、必要により設計変更等の指導を行 う。

関係条文 消防法第第17条の14

(4) 使用開始時等の届出

消防用設備等の設置工事が完成した場合等は、消防用設備等設置届等により、関係者から消防長又は消防署長に届け出がなされ、これに基づいて、消防機関が検査を行い、防火対象物や消防用設備等に火災予防上の問題点がないか、事前の図面等のとおり工事が行われているかを確認する。

なお、防火対象物が完成した場合は、市町村条例に基づき使用開始届を行い、それに 基づく検査が行われる場合がある。

関係条文 火災予防条例(例)第43条



現場検査の状況(東京消防庁提供)

(5) 立入検査

消防機関は、火災予防上必要があるときは、あらゆる仕事場、工場、公衆の出入りする場所等に立ち入って、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を調査し、関係者に質問することができる。立ち入りにあたっての時間的制限はなく、営業中、操業中等であっても立ち入ることができる。また、事前の通告も必要ない。さらに、必要に応じて関係者に資料の提出や報告を求めることができる。

ただし、個人の住居については、関係者の承諾を得た場合又は特に緊急の場合を除いて、立ち入ることはできない。

関係条文 消防法第4条



現場検査の状況(東京消防庁提供)

(6) 点検報告

防火対象物の関係者は、その所有・管理する防火対象物の用途、規模等に応じて、消 防機関に報告をする義務が課せられている。

第一に、消防法に基づき設置された消防用設備等について、定期的にその機能等を点検し、消防長、消防署長に報告することが義務付けられている。

報告すべき防火対象物のうち、特定防火対象物 (**) で延べ面積 1,000 ㎡以上のもの、特定防火対象物以外の防火対象物で延べ面積 1,000 ㎡以上の防火対象物のうち、所轄の消防長、消防署長が火災予防上必要があると認めて指定したものなど火災危険性の高いものについては、消防用設備等の点検を行うことができる資格者 (消防設備士又は消防設備点検資格者) に実施させることとなっている。

[※] 特定防火対象物とは、不特定多数の者が利用する防火対象物又は火災が発生した場合に避難等が困難であり人命 に多大な被害をもたらす危険性が高い防火対象物をいう。

報告の期間は特定防火対象物にあっては1年に1回、特定防火対象物以外の防火対象 物にあっては3年に1回とされている。

関係条文 消防法第17条の3の3

次に、例示1に示す防火対象物にあっては、防火管理の実施状況の消防法令への適合性について、1年に1回、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長、消防署長に報告することが義務付けられている。

また、例示2に示す防火対象物にあっては、1年に1回、防災管理の実施状況を防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防長、消防署長に報告することが義務付けられている。

防火対象物の関係者は、これらの点検を実施することにより、自ら防火対象物火災に対する安全性及び地震等の災害に対する安全性を確保することができる。さらに、消防 長又は消防署長は、当該報告を受けることにより、防火対象物の状況を把握することが 可能であり、必要に応じ立入検査等も活用し、効果的に防火対象物の安全性の確保が可 能となっている。

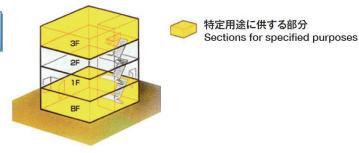
関係条文

消防法第8条の2の2、消防法第36条第1項において準用する消防法 第8条の2の2

例示 1 防火対象物点検が必要な対象物

- ① 収容人員が10人以上(令別表第1(6)項口、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物((6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。))、又は、収容人員が30人以上の建物で次の要件に該当するもの
 - 1. 特定用途部分が地階又は3階以上に存するもの(避難階は除く)
 - 2. 階段が一つのもの
- ② 特定の建物 (特定防火対象物) で収容人員が 300 名以上のもの

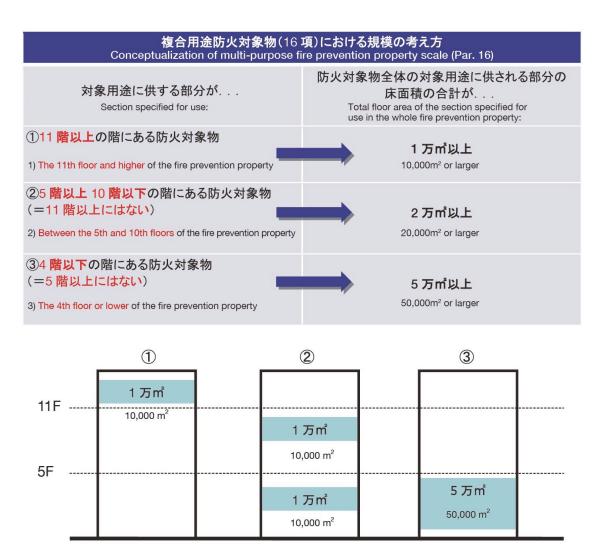
小規模雑居ビル等 Small scale multi-tenant buildings, etc.



例示2 防災管理点検が必要な対象物

	対象用	途 Purpose			規模	Scale
劇場等 (1項)	Theaters, etc. (Par. 1)	風俗営業店舗等 (2項)	Sex industry establishments, etc. (Par. 2)		①階数が 11 以上の	1) Fire prevention
飲食店等	Restaurants, etc. (Par. 3)	百貨店等 (4 項)	Department Stores, etc. (Par. 4)		防火対象物 延べ面積 1 万㎡以上	property with at least 11 floors and a total area of 10,000m2 or larger
ホテル等 (5 項イ)	Hotels, etc. (Par. 5)	病院·社会福祉 施設等 (6 項)	Hospitals, social welfare facilities, etc. (Par. 6)			
学校等 (7 項)	Schools, etc. (Par. 7)	図書館・博物館 等 (8項)	Libraries, museums, etc. (Par. 8)	+	②階数が 5 以上 10 以下の防火対象物	Fire prevention property with between
公衆浴場等 (9項)	Public bathhouses, etc. (Par. 9)	車両の停車場等 (10 項)	Vehicle stations, etc. (Par. 10)		延べ面積 2 万㎡以上	5 and 10 floors and a total area of 20,000m2 or larger
神社·寺院等 (11 項)	Shrines and temples, etc. (Par. 11)	工場等 (12 項)	Factories, etc. (Par. 12)			
駐車場等 (13 項イ)	Parking lots, etc. (Par. 13 (a))	その他の事業場 (15 項)	Other business establishments (Par. 15)		③階数が4以下の 防火対象物 延べ面積	Fire prevention property with 4 or less floors and a total area
文化財である 建築物 (17項)	Properties at cultural heritage sites (Par. 17)				一次 5 万㎡以上	of 50,000m2 or larger
					(The basement is e	(階数は、地階を除く) excluded from the number of floors)
地下街	(16 項 の 2)	Undergro shopping (Par. 16-2	centers	+	延べ面積 1,000 ㎡以上	Total area of 1,000m ² or larger

[→]共同住宅等(5 項ロ)、格納庫等(13 項ロ)、倉庫(14 項)は含まれない。 → Apartment complexes, etc. (Par. 5 (b)), Aircraft hangars, etc. (Par. 13 (b)), and storehouses (Par. 14) not included



[※] 防災管理対象物全体が防災管理業務の対象になります。

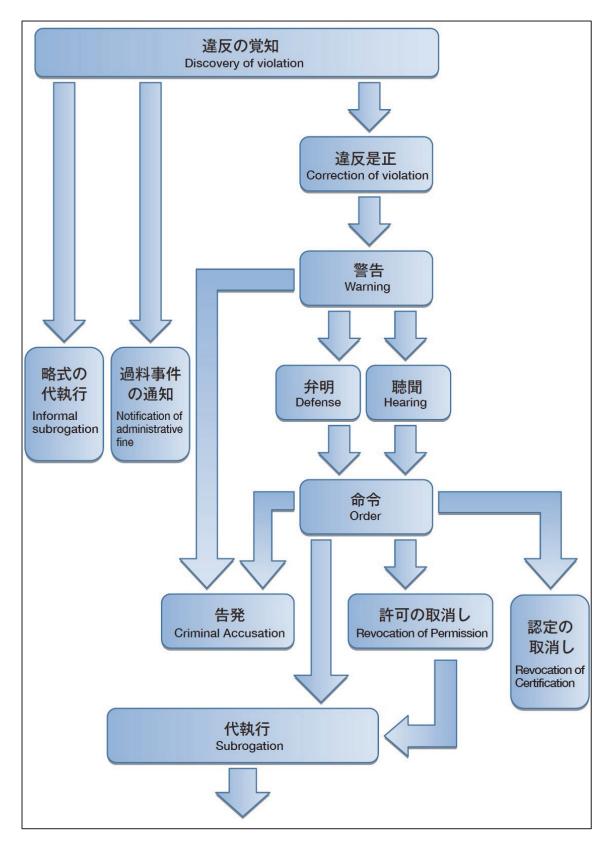
(7) 違反処理

消防長又は消防署長は、立入検査等を通じて把握した消防法令違反事項について、人命安全の観点から速やかに改善するよう、管理権原者等に対して指導を実施することとなる。中でも、直ちに改善させなければ人命危険が高いと認められる場合や、一定の期間を経過しても改善されない場合は、違反処理の手続きを進めていく。

違反処理には、警告、命令、認定の取消し、告発、過料事件の通知、代執行、略式の 代執行があり、違反内容と人命危険、災害発生危険等を総合的に勘案して、実施され る。

【違反処理の種類】

	防火対象物の関係者に対し、違反事実又は火災危険等が認められる
	事実について、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに
<u> </u>	従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思
	表示である。警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質
	上行政指導にあたる。
	関係者に対し、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長など
	の命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、
命令	具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課
	す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行
	を強制している。
#+ /TII=77 C*7	消防法第8条の2の3第1項による特例認定を受けた防火対象物に
特例認定	係る消防法第8条の2の3第6項の規定に該当する事実に基づく認定
の取消し	の取消し等を行う不利益処分をいう。
	命令違反を前提とする罰則規定及び規定違反行為者に対する直接の
<i>4</i> + ₹ ⁄	罰則規定に違反した 事実があり、告発をもって措置をすべきと認め
告発	られる違反行為者を捜査機関に申告し、違 反者に社会的制裁を要求
	しつつ違反是正を図る意思表示をいう。
	代執行とは、法令又は行政処分に基づく作為義務(何かをしなければ
	ならない義務)のうち、他人が代わって行うことのできる行為義務を義
	務者が履行しないあるいは履行遅滞や見込みがないときに、不履行状
行政代執行	態を放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ他人が代わ
	って履行する以外にその履行を実現することが困難である場合に、行
	政庁自ら又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、これに要した費
	用を義務者から徴収することをいう。



違反処理の流れ

※ 火災予防上緊急の場合等には、必ずしもこの例によらない場合がある。

2 危険物施設

危険物は、電力や交通・輸送機関のエネルギー源として、あるいはプラスチックや化 学繊維などの原料として、国民生活に欠くことのできないものである一方、(1)火災発 生の危険が大きい、(2)火災拡大の危険(燃焼速度)が大きい、(3)火災の際の消火が 困難であるなどの性状を有することから、その被害も通常の火災等より深刻なものとな る要因を有している。消防法では、火災危険性の観点から一定の性状を有するものを危 険物と定め、一定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは、危険物施設(製造所、取扱所 又は貯蔵所)以外の場所では原則として禁止しており、これらの危険物施設の設置に際 しては、市町村長等の許可や完成検査を必要としている。

また、危険物施設については、位置、構造及び設備の基準や危険物の貯蔵又は取扱いの基準が安全確保の観点から定められているとともに、その安全を確保するための立入検査等の市町村長等の関与の仕組みが整備されている。さらに、自主的な保安体制をとらせるための制度として、保安統括管理者、保安監督者、施設保安員の選任、予防規程の制定、定期点検の実施、自衛消防組織の設置等、及び危険物保安技術協会に関する事項が定められている。

(1) 設置許可申請

危険物施設を設置しようとする者又は危険物施設の位置、構造又は設備を変更しようとする者は、市町村長等の許可を受けなければならない。

市町村長等は、危険物施設の設置又は変更の許可の申請があった場合には、許可申請 を審査し、次の2項目を満たしている場合には許可を与えなければならない。

- ・危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合していること。
- ・危険物施設において行う危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持、災害の発生の 防止に支障がないこと。

(2) 完成検査

危険物施設の設置、変更工事が終了した後、市町村長等は申請に基づき完成検査を実施する。

関係条文 |消防法第 11 条第 1 項

完成検査により危険物施設が消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していると認められた場合、完成検査済証が交付され、初めて危険物施設として使用することができる。

関係条文 |消防法第 11 条第2項



完成検査の状況(千葉市消防局提供)

(3) 立入検査

防火対象物に対する立入検査と同様に、危険物施設等(指定数量以上の危険物を貯蔵 し、若しくは取り扱っていると認められる全ての場所)に対しても消防職員の立入検査 が認められている。防火対象物の立入検査と大きく違う点は、貯蔵・取扱い・製造され ている物品が消防法で定める危険物に該当するかどうかを分析するために必要な範囲に 限り、当該物品を収去(対価なく持ち帰ること)できることである。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危 険物施設の関係者に対して、貯蔵又は取扱いに係る基準の遵守命令、施設の位置、構造 及び設備の基準への適合命令等を発することができる。

関係条文 消防法第 16 条の5



立入検査の状況(千葉市消防局提供)

(4) 品名数量倍数の変更の届出

危険物施設の位置、構造又は設備を変更しないで貯蔵し、又は取扱う危険物の品名、 数量、倍数を変更する場合は、変更しようとする日の10日前までに市町村長等に届け出 なければならない。

関係条文 消防法第11条の4

(5) 保守管理

危険物施設の関係者に対し、消防法第 12 条第1項に基づき、危険物施設の位置、構造、設備の基準維持義務を課している。そして、この義務が関係者により確実に履行されるための制度として、関係者による自主的な点検制度と、行政による検査制度を設けている。

関係者による自主的点検制度としては、定期点検制度と予防規程に基づく自主的点検 制度などがあり、行政による検査制度としては、立入検査制度と保安検査制度がある。

i) 定期点検

一定の危険物施設の関係者は1年に1回以上、危険物施設を定期的に、危険物取扱者 又は危険物施設保安員に点検させ、点検記録を作成し、これを保存することが義務付け られている。

関係条文 消防法第14条の3の2

ii)保安検査

消防法は、容量が 1 万キロリットル以上の大規模な屋外タンク貯蔵所等一定の危険物施設については、ひとたび災害が発生した場合の被害の甚大さに鑑み、その関係者に対して、市町村長等が行う保安に関する検査を課している。

関係条文 |消防法第14条の3

(6) 廃止届出

危険物施設を何らかの事情により使用しなくなった場合は、関係者は遅滞なく市町村 等に届け出なければならない。

関係条文 消防法第 12条の6

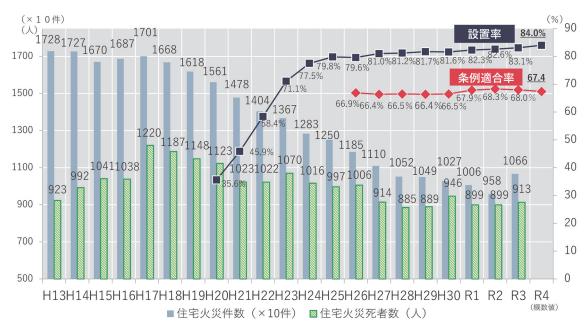
第5章 火災予防行政の現況

1 防火対象物

(1) 一般住宅における防火対策

長寿命化や少子化の影響で、人口に占める高齢者の割合が増加し、また、火災による死者のうち、高齢者の占める割合が増加してきている。そこで、住宅用火災警報器を設置することを義務化し、人命安全の観点から積極的に広報等を実施した結果、全国における住宅用火災警報器の設置率は84.3%(2023年6月1日時点)程度まで達したと考えられている。

住宅用火災警報器の普及と住宅火災の状況 (消防庁 消防の動き 2022.10 から)



また、住宅防火対策の推進事項として以下のことを重点的に実施している。

- ① 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な 広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- ② 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ③ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- ④ 防炎品の周知及び普及促進
- ⑤ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- ⑥ 地域の実情に即した広報の推進
- ⑦ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ⑧ 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

これら推進項目を実現させるために、住宅防火の広報活動としては、以下の取組み等が実施されている。

① 経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進

住宅用火災警報器については2011年6月に全ての住宅への設置が義務化され、2021年6月に10年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を促進することが重要となっている。消防庁では、交換の際には、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換について広報を行っている。



住宅用火災警報器(日本消防検定協会案内より)

② 住宅防火・防災キャンペーン

高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、「敬老の日に『火の用心』の贈り物」をキャッチフレーズに、①高齢者に対する火災予防の注意喚起、②高齢者に住宅用火災警報器などの住宅用防災機器等のプレゼントなどを呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」(キャンペーン期間:9月1日~21日)を実施している。

③ 「住宅防火いのちを守る 10 のポイント」の作成

近年の火災を取り巻く状況の変化や高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火いのちを守る 10 のポイント」を定めるとともに、ポイントの概要を示したリーフレットや広報動画等を作成している。



住宅防火いのちを守る 10 のポイント

(2) 広報

① 消防広報

火災が発生しやすい時季にあわせて、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、1953年秋から、春と秋に全国的に火災予防運動を実施している。

また、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月に「危険物安全週間」を設け、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し、広く国民の方々に対して啓発活動を展開している。

② 消防音楽隊

消防音楽隊は、1949 年7月 16 日に東京消防庁音楽隊が日本初の消防音楽隊として発足したのをはじめ、現在では多くの消防機関において設置されている。消防音楽隊は、防火、防災への意識向上と協力を呼びかけるため、消防の行事をはじめとした各種コンサートで、演奏活動を行っている。



消防音楽隊の演奏風景(千葉市消防局提供)

(3) 消防同意件数の状況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について 設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度 である。

2021 年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、20 万 7,611 件で、そのうち 13 件を不同意とした。

年間消防同意件数(令和4年消防白書から)

(単位:件)

内訳	同	意	不同	司意	合	計
기하이	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
新 築	187, 643	186, 796	9	12	187, 652	186, 808
増 築	15, 890	15, 876	4	1	15, 894	15, 877
改築	517	438	0	0	517	438
移 転	93	83	0	0	93	83
修繕	112	114	0	0	112	114
模 様 替	77	109	0	0	77	109
用途変更	1, 790	1,651	1	0	1, 791	1,651
その他	2, 333	2, 531	0	0	2, 333	2, 531
合 計	208, 455	207, 598	14	13	208, 469	207, 611

(備考)「防火対象物実態調査」により作成

(4) 立入検査の実施状況

消防機関は、消防法第4条に基づき防火対象物への立入検査を実施し、関係者への質問や書類の確認等も併せて行い、防火対象物の火災予防上の問題点、消防用設備等の設置の状況、防火管理・防災管理上の問題点等について把握する。問題点が発見されれば、文書により改善を実施するよう通知し、改善状況をフォローアップする。

立入検査は通常、消防機関が防火対象物の状況を判断し、数か月から数年に1回の割合で、計画的に実施している。このような消防機関の介入の仕組みは、防火対象物の火災安全性の確保に大きく寄与している。

主な防火対象物に対する立入検査の実施状況については、以下の通りである。

立入検査の実施状況(令和4年消防白書から)

(令和3年度)

防火対象物の	(-	-)		(=	=)		(Ξ	Ξ)	(四)
区分	1	П	1	П	/\	=	1		
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	性風俗特殊営 業店舗等	カラオケボッ クス等	料理店等	飲食店	百貨店等
立入検査回数	1, 997	16, 136	251	2, 847	121	786	641	29, 069	41, 731
防火対象物の	E)	5)		(7	₹)		(七)	(N)	(九)
区分	1	П	1		/\	=			1
	旅館等	共同住宅等	病院等	特別養護老人 ホーム等	老人デイサービ スセンター等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場
立入検査回数	27, 767	119, 013	14, 114	17, 413	25, 969	3, 947	24, 132	1,880	914
防火対象物の	(九)	(+)	[+]	[- -	<u>+</u>]	[- <u>-</u>	<u>+</u>]	[+]	[十] 五
区分	П			1	П	1			
	一般浴場	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジオ	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等
立入検査回数	961	753	10, 564	66, 967	116	10, 144	285	54, 306	77, 328
防火対象物の	[-	<u>t</u>]	十六の二	十六の三	[+]	$[\uparrow]$	[十 九]	[=]	合 計
区分	イ 特定複合用途 防火対象物	口 非特定複合用 途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟 車	□ AT
立入検査回数	94, 912	34, 249	190	0	4, 210	216	0	98	684, 027

(備考)「防火対象物実態調査」により作成



立入検査の状況(千葉市消防局提供)

また、立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、改善のための警告や命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている。

命令の発動状況(令和4年消防白書から)

(令和3年度)

件数命令の種類	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	227	225
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	4	2
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第 17 条の 4)	215	93
合 計	446	320

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、 令和4年3月31日までに是正された件数(令和4年3月31日現在、計画書を提出し、是正措 置を実施中のものを含む。)である。

特に、重大違反対象物(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの若しくは本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。)については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている。

重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果(令和4年消防白書 資料1-1-64から)

		義務	重大違反			違反覚知から	の経過年数			重大	是正指導·	警告前段の				
消防用 設備等	調査基準日	対象物数	対象物数	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10 年以上	不明	違反率	是正措置中 の対象物数		改修期限を 定めている 対象物数	警告 対象物数	命令 対象物数	告発 対象物数
		A	B (B/B)	C (C/B)	D (D/B)	E (E/B)	F (F/B)	G (G/B)	H (H/B)	I (B/A)	J (J/B)	K (K/J)	L (L/K)	M (M/J)	N (N/J)	0 (0/J)
	令和3年度	94, 559	410	153	98	58	49	52	0	0, 43%	410	310	309	72	24	4
	中和の中段	94, 559	100.0%	37.3%	23.9%	14.1%	12.0%	12.7%	0.0%	0.45%	100.0%	75.6%	99.7%	17.6%	5.9%	1.0%
屋内消火栓設備	令和2年度	96, 576	458	159	127	48	50	74	0	0, 47%	458	360	284	65	30	3
座內消火柱改開	7和2年度	90, 576	100.0%	34.7%	27.7%	10.5%	10.9%	16.2%	0.0%	0.47%	100.0%	78.6%	78.9%	14.2%	6.6%	0.7%
	令和元年度	95, 019	622	232	151	65	65	108	1	0, 65%	622	467	359	116	36	3
	节仰儿牛皮	90,019	100.0%	37.3%	24.3%	10.5%	10.5%	17.4%	0.2%	0, 00%	100.0%	75. 1%	76.9%	18.6%	5.8%	0.5%
	令和3年度	99, 586	88	44	21	10	9	4	0	0. 09%	88	57	56	22	9	0
		令和3年度	99, 300	100.0%	50.0%	23.9%	11.4%	10.2%	4.5%	0.0%	0.09%	100.0%	64.8%	98.2%	25.0%	10.2%
スプリンクラー設備	令和2年度	98, 894	101	39	36	11	9	5	1	0, 10%	101	67	52	20	14	0
ヘノリンソフー 設備	71412年度	90, 094	100.0%	38.6%	35.6%	10.9%	8.9%	5.0%	1.0%	0.10%	100.0%	66.3%	77.6%	19.8%	13.9%	0.0%
	令和元年度	96, 689	125	50	42	14	8	11	0	0, 13%	125	84	60	29	11	1
	卫和儿牛及	90, 009	100.0%	40.0%	33.6%	11.2%	6.4%	8.8%	0.0%	0. 15%	100.0%	67.2%	71.4%	23.2%	8.8%	0.8%
	令和3年度	687, 021	1,540	525	404	299	108	203	1	0. 22%	1,540	1, 297	1, 289	173	62	8
	市和3年度	001,021	100.0%	34.1%	26.2%	19.4%	7.0%	13.2%	0.1%	0. 22%	100.0%	84. 2%	99.4%	11.2%	4.0%	0.5%
自動火災報知設備	令和2年度	682, 345	1,745	564	673	121	106	280	1	0.26%	1,745	1, 482	1, 185	192	65	6
日期火火報制設備	7和2年度	082, 345	100.0%	32.3%	38.6%	6.9%	6.1%	16.0%	0.1%	0. 26%	100.0%	84. 9%	80.0%	11.0%	3.7%	0.3%
	令和元年度	A10=/r# 070 400	2, 599	987	876	130	163	441	2	0.39%	2, 599	2, 225	1,726	287	84	3
	中和几千茂	673, 493	100.0%	38.0%	33. 7%	5.0%	6.3%	17.0%	0.1%	0. 59%	100.0%	85. 6%	77.6%	11.0%	3.2%	0.1%







(備考)「重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果」より作成

(5) 防火管理の状況

近年の防火対象物の大規模化や使用形態の多様化は、防火対象物の防火管理を一層複雑で困難なものとしている。

多数の者が利用する防火対象物の管理について権原を有する者は、一定の資格を有する者から防火管理者を定め、「防火管理に係る消防計画」を作成させ、この計画に基づいて防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

また、管理について権原が分かれている防火対象物では、管理権原者同士が防火管理 上必要な業務に関する事項を協議し、共同で防火管理を行う必要がある。

防火管理の実施状況については、以下の通りである。

防火管理等の実施状況(令和 4 年消防白書 資料 1-1-55 から)

(令和4年3月31日現在)

	_	項目	防火管理実施義務	防火管理者を		防火管理に係る消	
防火対象物の	区分		防火対象物数	選任している 防火対象物数	選任率(%)	防計画を作成して いる防火対象物数	作成率(%)
(-)	1	劇場等	3, 274	3, 059	93. 4	2, 973	90.8
(-)		公 会 堂 等	60, 398	50, 874	84. 2	48, 354	80.1
	1	キャバレー等	677	425	62. 8	371	54. 8
(=)		遊 技 場 等	7, 410	7, 046	95. 1	6, 858	92. 6
(-)	/\	性風俗特殊営業店舗等	117	93	79. 5	85	72. 6
	Ξ	カラオケボックス等	2, 120	2,002	94. 4	1, 939	91. 5
(≡)	1	料 理 店 等	1,880	1,659	88. 2	1, 569	83. 5
(=)		飲 食 店	75, 371	61, 697	81.9	58, 170	77.2
(四)		百 貨 店 等	107, 469	91, 556	85. 2	87, 498	81. 4
(五)	1	旅 館 等	33, 773	31, 276	92. 6	30, 267	89. 6
(11)	П	共 同 住 宅 等	176, 419	141, 234	80. 1	131, 325	74. 4
	1	病 院 等	21, 590	19, 840	91. 9	19, 296	89. 4
(六)	П	特別養護老人ホーム等	43, 225	41, 349	95. 7	40, 557	93. 8
()	/\	老人デイサービスセンター等	51, 267	48, 741	95. 1	47, 710	93. 1
	=	幼 稚 園 等	9, 263	9,015	97. 3	8, 815	95. 2
(七)		学 校	41,770	40, 146	96. 1	39, 154	93. 7
(八)		図 書館 等	4, 910	4, 632	94. 3	4, 492	91. 5
(九)	1	特 殊 浴 場	1, 170	1,071	91.5	1,044	89. 2
()[)	П	一 般 浴 場	2, 318	2, 163	93. 3	2, 070	89. 3
(+)		停 車 場 等	495	420	84. 8	388	78. 4
(+-)		神 社 · 寺 院 等	24, 364	20, 482	84. 1	19, 006	78. 0
(+=)	1	工 場 等	38, 223	33, 423	87. 4	31, 543	82. 5
(1-)		スタジオ	181	156	86. 2	149	82. 3
(十三)	1	駐 車 場 等	1, 293	1, 009	78. 0	938	72. 5
(1-)		航空機格納庫	75	41	54. 7	37	49. 3
(十四)		倉 庫	10, 972	8, 452	77. 0	7, 954	72. 5
(十五)		事 務 所 等	99, 766	83, 518	83. 7	78, 927	79. 1
	1	特定複合用途防火対象物	216, 703	159, 044	73. 4	146, 432	67. 6
(十六)	_	时是该自用处例入对象领		(29, 366)	(13. 6)	(26, 686)	(12.3)
(17()		非特定複合用途防火対象物	41, 286	30, 810	74. 6	28, 283	68. 5
	П	非预定接口用延购 类对象物		(5, 120)	(12.4)	(4, 655)	(11.3)
(十六の二)		地 下 往	60	36	60.0	34	56. 7
(十七)		文 化 財	1, 449	1, 328	91.6	1, 269	87. 6
		合 計	1, 079, 288	896, 597	83. 1	847, 507	78. 5

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

- 2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。
 - ()内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。



(6) 火気管理

火を使用する設備・器具及び、火を使用するものではないが、火災の発生するおそれのある設備・器具のうち、一定のもの(火気使用設備・機器等 (**) については、その位置、構造、管理又は取扱いその他火災予防のために必要な事項について、政令で定める基準に従い、それぞれの市町村における火災予防条例で定めることとなっている。

また、防火対象物における火気に関する規制については、火気使用設備・器具等に係る基準と合わせて、火気を使用すること自体について市町村等の火災予防条例により規制されている。消防庁が示している火災予防条例(例)第23条の規定においては、火災が発生した場合、人命危険の生じるおそれのある不特定多数のものが出入りする場所や、国民にとってかけがえのない財産である重要文化財等の建築物で、消防長(消防署長)が指定する場所においては、「喫煙」、「裸火使用」、「危険物品持込み」の行為を制限する規定を置いている。

2 危険物施設の状況

危険物施設の状況は以下の通りである。

危険物施設数の推移(令和4年消防白書から)

(各年3月31日)

	年	平成	平成	令和	令和	令和
	+	30	31	2	3	4
施詞	设					
製	造所	5, 093	5, 098	5, 077	5, 045	5, 051
	屋内貯蔵所	49, 811	49, 717	49, 613	49, 590	49, 502
貯	屋外タンク貯蔵所	60, 360	59, 699	59, 035	58, 225	57, 525
月 月	屋内タンク貯蔵所	10, 386	10, 170	9, 988	9, 837	9, 687
蔵	地下タンク貯蔵所	79, 723	77, 988	,	74, 938	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
與	簡易タンク貯蔵所	961	940	933	908	893
所	移動タンク貯蔵所	65, 806	65, 425	· · · · · ·		· ' I
ולל	屋外貯蔵所	9, 832	9, 702	9, 604	9, 611	9, 493
	小 計	276, 879	273, 641	270, 722	268, 074	265, 333
Hiz	給油取扱所	59, 715	58, 865	58, 124	57, 497	56, 807
取	第一種販売取扱所	1, 107	1,078	1,050	1,028	999
477.	第二種販売取扱所	493	482	474	469	462
扱	移送取扱所	1, 084	1,077	1,062	1,048	1,035
=c	一般取扱所	60, 867	60, 398	59, 948	59, 458	58, 889
所	小 計	123, 266	121,900	120, 658	119, 500	118, 192
	計	405, 238	400, 639	396, 457	392, 619	388, 576

(備考)「危険物規制事務調査」により作成

[※] 炉、ふろがま、調理器具、ボイラー、サウナ設備、変電設備、蓄電池設備等

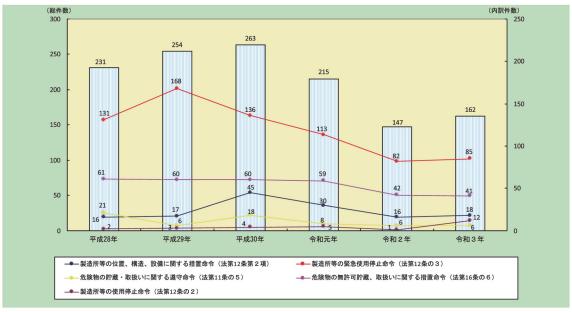
また、防火対象物と同様に、危険物の貯蔵や取扱いに伴う火災の防止を図るため、消防法第16条の5に基づき、市町村長等は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の関係者に対し、資料提出命令や報告の求めを行うことができることとなっている。さらに、これらの場所に消防職員を立ち入らせ、検査や質問、危険物等の物品の収去ができることとされている。立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令等を行っている。

2021年4月1日から2022年3月31日までの立入検査については、144,116件の危険物施設について、延べ156,713回行われている。

近年の危険物施設等に関する措置命令の状況は以下の通りである。

危険物施設等に関する措置命令等の推移(令和4年消防白書から)

(各年度)



(備考)「危険物規制事務調査」により作成

第6章 火災調査

消防法においては、火災原因と火災損害の調査を消防長又は消防署長の責務と定めている。火災が発生すると、消防長又は消防署長は、消火活動と同時にこれらの調査に着手することとなっており、関係のある者に対する質問や、関係する官公署に対する必要事項の通報の要求を行うことが可能となっている。また、火災原因と火災損害を調査するために、火災により破損された財産や破壊された財産の調査ほか、必要な資料の提出の命令、報告の求め、消防職員による立入検査を行うことが可能である。



火災調査の状況 (東京消防庁提供)

関係条文

消防法第31条(火災の原因等の調査)

消防法第32条(関係のある者に対する質問、官公署に対する通報の要
が)

消防法第33条(火災による被害財産の調査)

消防法第34条(資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査)

消防法では、火災の原因が放火又は失火の疑いがある場合であっても、火災原因調査の主たる責任及び権限は消防長又は消防署長にあるとされている。火災の原因が放火又は失火と認められる場合、消防の火災調査権と警察の捜査権とが競合する場合も考えられるが、消防法では、これらの場合の消防、警察の相互協力について定めており、実際の火災調査現場においても相互に協力しながら、調査、捜査が進められている。



実況見分の状況(千葉市消防局提供)

関係条文

消防法第 35 条 (放火又は失火の疑いのある場合の火災原因調査及び犯 罪捜査協力)

消防法第35条の2(被疑者に対する質問、証拠物の調査)

なお、消防庁長官は、消防長からの求めがあった場合や特に必要と認めた場合には、みずから火災調査を行うことができるとされている。

関係条文 | 消防法第35条の3の2(消防庁長官の火災原因の調査)

この他、製品安全対策の観点から、特に製品火災に係る情報及び火災調査結果に関して、関係機関との情報共有等を通じた有効活用が求められている。

このようにして調査された火災原因は、各種基準の改正等を通じて同種火災の再発防止に活用されており、火災予防行政上の意義は極めて大きなものである。



鑑識の状況(千葉市消防局提供)

危険物施設において発生した危険物の流出事故について、火災の発生するおそれのあったものについては、市町村長等が当該事故の原因を調査することができることとなっている。この場合において、市町村長等には、所有者等に対する資料提出命令や報告の求めを行う権限、消防職員を立ち入らせ、検査や質問を行わせる権限が与えられている。また、消防庁長官は、火災の原因調査と同様に、市町村長等からの求めがあった場合には、みずから調査を行うことができることとなっている。

関係条文 | 消防法第 16 条の3の2 (危険物流出等の事故原因調査)

第7章 消防技術者

1 防火管理者

一定規模以上の防火対象物には、防火対象物の火災安全に対する責任者としての防火 管理者を定めることが義務付けられている。

防火管理者の主たる業務は、消防計画の作成、消火・通報・避難の訓練の実施、消防 用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な 構造及び設備の維持管理、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務である。防火 管理者は、防火に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有する者で、かつ、防 火対象物において防火上必要な業務を適切に遂行できる地位を有する者のうち、管理権 原者から選任された者である。

防火管理者を選任した場合は、遅滞なく消防長または消防署長に届け出ることになっており、これにより、消防機関と防火管理者が相互に連携し、防火対象物の火災予防の 実効性を高めようとしているものである。

防火管理者は、防火対象物の火災安全を確保する上で、中心的な役割を担う者である。そのため、防火管理者が選任されていないときは、消防長又は消防署長は、管理権原者に対し、防火管理者を選任することを命じることができる。また、適切な防火管理が実施されていないときは適切に実施するよう命じることも可能である。

関係条文 消防法第8条関係



2 防災管理者

延べ面積が5万㎡以上の建物など一定規模以上の大規模・高層の防火対象物には、防火対象物の火災以外の災害(地震、テロ災害等)に対する安全の責任者としての防災管理者の配置が義務付けられている。

防災管理者の主たる業務は、防災管理に関する消防計画の作成、避難の訓練の実施、 その他防災管理上必要な業務である。防災管理者は、防災に関する講習の課程を修了し た者等一定の資格を有する者で、かつ、防火対象物において防災管理上必要な業務を適 切に遂行できる地位を有する者のうち、管理権原者から、選任された者である。

防災管理者を選任した場合は、遅滞なく消防長または消防署長に届け出ることになっており、これにより、消防機関と防災管理者が相互に連携し、防火対象物の防災管理の 実効性を高めようとしているものである。

防災管理者は、防火対象物の防災管理業務を行う上で、中心的な役割を担う者である。そのため、防災管理者が選任されていないときは、消防長又は消防署長は、管理権原者に対し、防災管理者を選任することを命じることができる。また、適切な防災管理が実施されていないときは適切に実施するよう命じることも可能である。

なお、防火管理者と防災管理者は別の制度に基づく別の資格であるが、個々の防火対象物においては相互に極めて密接な関係にあるので、一人の人物が両資格を取得して、 同一人を選任するように定められている。

関係条文

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条関係 消防法第36条第2項

3 消防設備士

万が一の火災時に、消防用設備等が正しく作動するためには、基準に基づく適正な設置がまず必要となる。このため、日本においては、消防用設備等の設置工事並びに整備については、原則として、一定の資格を有する者しか行えないという制度になっている。この資格者を消防設備士と呼んでいる。

消防設備士には、大きく分けて工事・整備のすべてを実施できる甲種消防設備士と、 整備・点検のみが実施できる乙種消防設備士の2種に分かれている。

また、取扱いできる消防用設備等の種類に応じて、甲種は特類、第1類から第5類、 乙種は特類、第1類から第7類に区分されている。

資格を取得するには、都道府県知事が実施する各区分の試験に合格し、免状の交付を 受ける必要がある。免状の交付を受けた消防設備士は2年以内に設備士講習を受講する 義務があり、その後も5年以内ごとに受講する義務がある。

関係条文 消防法第17条の5

4 消防設備点検資格者

一定の構造、規模を有する防火対象物の関係者(所有者、管理者又は占有者)には、 当該防火対象物に設置されている消防用設備等が適切に警戒等を実施しているか、ま た、万が一の災害発生時に有効に機能するかを点検し、消防長又は消防署長に報告する ことが義務付けられている。

特に特定防火対象物で延べ面積 1,000 m²以上の防火対象物、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置された防火対象物、非特定防火対象物で延べ面積 1,000 m²以上の防火対象物のうち所轄の消防長又は消防署長が指定する防火対象物、屋内階段(避難経路)が1つの特定防火対象物にあっては、法令で定める有資格者(消防設備士、消防設備点検資格者)に点検させることとされている。点検は機器点検と総合点検に区分され、機器点検は6か月に1回、総合点検は1年に1回実施することとされている。また、その結果を特定防火対象物にあっては1年に1回、非特定防火対象物にあっては3年に1回所轄の消防長又は消防署長に報告することとされている。その点検項目、点検方法、適否の判断基準等は法令に定められている。この消防用設備等の点検を実施する資格が消防設備点検資格者であり、この資格は消防法で定められた国家資格である。この資格を取得するには、総務大臣又は消防庁長官に登録された講習機関が実施する講習の課程を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受ける必要がある。講習の受講のためには一定の実務経験等を有することが条件となっている。免状は一定の有効期間を有するが、5年以内に法令改正や新技術、事故事例等を中心とした再講習を受講し、新たな免状の交付を受けることにより資格を維持することができる。

関係条文 |消防法第17条の3の3

5 防火対象物点検資格者

一定の構造、規模を有する防火対象物の管理権原者には、防火管理が適正に実施されているかどうかを、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を1年に1回、消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

その点検項目、点検方法、適否の判断基準等は法令に定められている。

この防火対象物点検を実施できる資格が防火対象物点検資格者であり、この資格は消防法で定められた国家資格である。この資格を取得するには、総務大臣又は消防庁長官に登録された講習機関が実施する講習の課程を修了し、当該登録講習機関が発行する免状の交付を受ける必要がある。講習の受講のためには一定の実務経験等を有することが条件となっている。免状は一定の有効期間を有するが、5年以内に法令改正や新技術、事故事例等を中心とした再講習を受講し、新たな免状の交付を受けることにより資格を維持することができる。

関係条文 | 消防法第8条の2の2

6 防災管理点検資格者

一定の構造、規模を有する防火対象物の管理権原者には、防災管理が適正に実施されているかどうかを、防災管理点検資格者に点検させ、その結果を1年に1回、消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。点検の対象となる災害は地震、テロ災害等の事故である。

その点検項目、点検方法、適否の判断基準等は法令に定められている。

この防災管理点検を実施できる資格が防災管理点検資格者であり、この資格は防火対 象物点検資格者と同様に消防法で定められた国家資格である。

関係条文 消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2

7 統括管理者(自衛消防組織)

防火対象物において、実際に火災や地震が発生した時に、その対象物に勤務している 従業員等を指揮し、被害の軽減に努めるため、一定規模以上の防火対象物には、自衛消 防業務に関する資格を有する者(自衛消防業務に関する講習を修了した者等)を統括管 理者として配置することが義務付けられている。

関係条文 消防法第8条の2の5



8 危険物取扱者

危険物施設において、危険物を取扱うためには、一定の資格を有する者自身か、その 資格者の立会のもとで取扱う必要があることとされている。この資格者を危険物取扱者 と呼んでいる。

危険物取扱者は大きく、甲種、乙種、丙種の三つに区分され、甲種危険物取扱者はすべての危険物を取扱うこと及び立会することができる。乙種危険物取扱者は第1類から第6類に区分された各区分の危険物を取扱うこと及び立会することができる。丙種危険物取扱者は、第4類の危険物のうちガソリン等の一部の指定された危険物の取扱いをすることができるが、立ち会って無資格者に取扱わせることはできない。丙種は営業用のガソリンスタンド等の従業員のために、特に制度化された資格である。

資格を取得するには、都道府県知事が実施する各区分の試験に合格し、免状の交付を 受ける必要がある。免状の交付を受けた危険物取扱者は3年以内に保安講習を受講する 義務があり、その後も5年以内ごとに講習を受講する義務がある。ただし、実際に危険 物の取扱い等に従事していない場合は、受講の義務はない。

関係条文 消防法第13条、消防法第13条の2

9 予防技術資格者

近年、防火対象物や危険物施設が多様化、複雑化、大規模化が著しく、消防の規制について、消防用設備等や危険物施設に係る基準の性能規定化、違反処理の推進、防火対象物点検報告制度の導入などにより、より専門化・高度化がすすんでいる。

このような状況に対応するため、消防職員には、高度に専門化された火災予防の知識 や技術が求められるようになった。

そのため、消防庁長官が定める予防業務の専門家に関する資格制度が創設され、目標とすべき消防力の整備水準を示した「消防力の整備指針」において、この資格を有する 職員を各消防機関に配置することが定められた。

一定の講習の課程を修了した消防職員、大学等において一定以上の専門的教育を受けた者等で、消防庁長官が実施する資格試験(予防技術検定)に合格し、更に消防職員として一定の実務経験を積んだ者が、消防長によって予防技術資格者として認定されることとなる。予防技術資格者は、火災予防行政を担う中心的職員として活動することにより、防火対象物、危険物施設等の安全確保に貢献することが期待されている。

関係条文 | 消防力の整備指針(2000年消防庁告示第1号)第32条第3項

予防技術資格者の種類

参考資料(統計関係)

市町村の消防組織の状況(令和4年消防白書から)

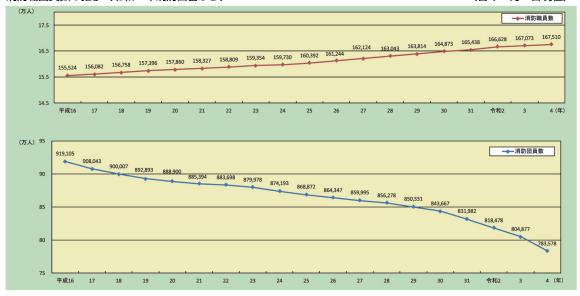
(各年4月1日現在)

		区分		令和3年	令和4年	比	較
		区力:		サ和ら牛	ካጠ4 +	増減数	増減率
	消	防本	部	724	723	△ 1	△ 0.1
消		∫単 独 ∫市		385	384	△ 1	△ 0.3
	内	訳 {町	村	51	51	0	0.0
防		一部事務組合	等	288	288	0	0.0
本	消	防	署	1,718	1,714	\triangle 4	△ 0.2
	出	張	所	3, 099	3,095	\triangle 4	△ 0.1
部	消	防 職	数	167, 073	167, 510	437	0.3
		うち女性消防	職員数	5, 885	6, 148	263	4.5
消	消	防	団	2, 198	2, 196	△ 2	△ 0.1
防	分		寸	22, 237	22, 152	△ 85	△ 0.4
	消	防 団 🗓	数	804, 877	783, 578	△ 21, 299	△ 2.6
団		うち女性消防	団 員 数	27, 317	27, 603	286	1.0

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

消防職団員数の推移(令和4年消防白書から)

(各年4月1日現在)



- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 - 2 東日本大震災の影響により、平成 23 年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成 22 年4月1日現在)により集計している。
 - 3 東日本大震災の影響により、平成 24 年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成 22 年4月 1 日現在)により集計している。

消防設備士の数(令和4年消防白書から)

(令和4年3月31日現在)

	類別	類別 特類 第1類		第2類 第3類		第4類 第5類		第6類	第7類		
種別	特殊用防用 備・スプ		屋内消火栓設 備・スプリン クラー設備等	之消火設備 二酸化炭素 消火設備等		自動火災報知 設備等	金属製避難 はしご等	消火器	漏電火災 警報器	合 計	
耳 (,	種 (人) 工事・整備)	4, 568	152, 158	48, 423	43, 048	313, 088	39, 386	_	_	600, 671	
Z (2 種 (人) 整 備)	_	40, 959	12, 855	12, 001	105, 581	19, 740	293, 139	203, 918	688, 193	

- (備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
 - 2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

危険物取扱者保安講習受講者及び危険物取扱者免状の種類別内訳(令和4年消防白書から)

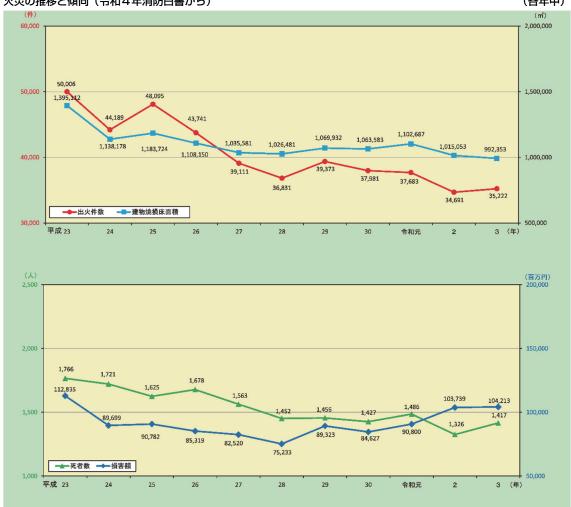
(各年度)

区分	受講者数	甲種	Z				種			丙 種	種類別	講習
年度			1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	小 計		総計	回数
29	170, 287	14, 219	10, 536	11, 511	9, 739	142, 322	11, 125	11,664	196, 897	23, 815	234, 931	1, 460
30	182, 800	14, 813	11, 215	11, 721	10, 106	153, 670	11, 526	12, 444	210, 682	24, 402	249, 897	1, 452
R1	182, 537	14, 809	11, 539	12, 558	10, 358	155, 943	12, 078	12, 197	214, 673	25, 452	254, 934	1, 463
R2	170, 774	13, 740	10, 667	11, 769	9, 969	143, 669	11, 261	11, 458	198, 793	23, 242	235, 775	1,811
R3	187, 837	15, 572	11, 961	13, 188	11, 256	159, 195	13, 081	13, 217	221, 898	25, 423	262, 893	1, 853

(備考) 「危険物規制事務調査」により作成

火災の推移と傾向(令和4年消防白書から)

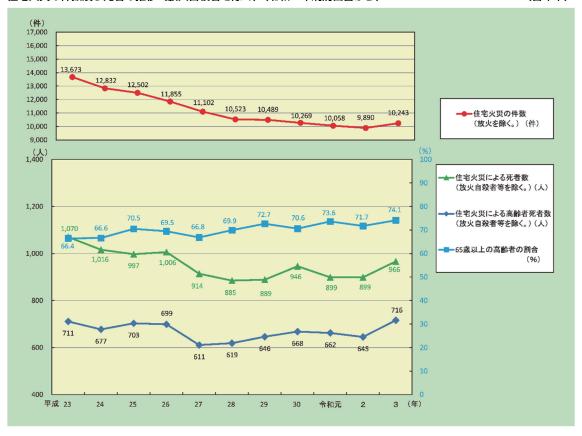
(各年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成。
 - 2 各年の数値は、1月~12月に発生した火災を集計したもの。
 - 3 「出火件数」、「死者数」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照。

住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者を除く)(令和4年消防白書から)

(各年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「住宅火災の件数(放火を除く。)」、「住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)」、「住宅火災による 高齢者死者数(放火自殺者等を除く。)」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右 軸を参照